

下線は削除
太字は改正

職員等の再就職審査に関する事務処理要綱 改正案

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「条例」という。）に基づく市長への申請手続を定めるほか、職員等の再就職審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、条例第47条に規定する職員又は職員であった者（以下「職員等」という。）であって、再就職を希望する者とする。

(定義)

第3条 この要綱において「再就職」とは、職員等が本市を退職後に条例第47条第1項及び第2項に規定する法人その他の団体に就職することをいう。

2 前項の就職とは、職員等が1日もしくは1週間の労働時間又は1ヶ月の労働日数が正社員の概ね4分の3以上であり、かつ、2ヶ月以上雇用される見込みがあるものとして法人等に雇用されること、又は法人の非常勤役員や顧問等に就任することをいう。

(再就職承認の申請)

第4条 条例第47条第4項による市長の承認を受けようとする職員等は、再就職を希望する法人等への再就職手続が完了する前に、再就職承認申請書（別紙1）を大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）に提出する。

市長

2 市長は前項の申請を承認しようとするときは、承認しようとする理由を付して大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）に審査を依頼する。

(再就職の審査)

第5条 委員会は、前条に基づき提出のあった再就職承認申請書（別紙1）によりその可否を審査する。

(審査結果の市長への報告)

第6条 委員会は、前条の審査結果を再就職審査報告書（別紙2）により市長に報告し、職員等の再就職の可否決定を求める。

(市長の再就職審査)

第7条 市長は前条に基づき提出のあった再就職審査報告書（別紙2）により、職員等の再就職の可否を決定する。

(再就職審査の通知)

第8条 市長は前条による 再就職審査の結果を再就職審査結果通知書（別紙3）により、職員等へ通知する。
第4条の申請についての

(承認後の再就職の手続)

第9条 職員等は、前条の通知を受けた後、再就職を希望する法人等への再就職手続きを完了させる。

(市長の承認に要する期間)

第10条 市長は第4条に基づく申請があつてから概ね2週間以内に、第8条に基づく通知を行うよう努める。

(実施細目)

第11条 この要綱の実施について必要な事項は、人事室長が定める。

附 則

この要綱は平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年2月 日から施行する。